

医学部医学科の地域医療枠について

医学部の一般入試及び推薦入試の出願区分には次の2種類があり、いずれで出願しても合格者の判定は同一の基準により実施します。

① 一般枠

医師や医学研究者等を目指す一般的な選抜枠で、群馬県からの修学資金貸与を希望しない場合の出願区分です。

② 地域医療枠

群馬県での将来の医療を担うという強い意志を持ち、群馬県からの修学資金貸与を希望する場合の出願区分です。

合格者判定の結果、成績が募集人員内（一般入試前期日程73名、推薦入試35名）にあると判定され、成績順に決められる修学資金貸与予定者（一般入試前期日程9名程度、推薦入試7名程度）よりも下位である場合は、一般枠として合格となります。

- ・ 群馬県の修学資金貸与制度の概要は下記の「群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度について」を参照してください。
- ・ 地域医療枠合格者は、群馬大学医学部や群馬県等が企画する県内医療に関する特別プログラムに参加します。
- ・ 地域医療枠合格者は、卒業後10年間は、群馬大学医学部附属病院を含む群馬県内の特定病院の中から選択し、臨床研修及び診療業務に当たります。医師としての柔軟なキャリア形成が可能です。後出のキャリアモデルを参考にしてください。

群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度について

1 対象

一般入試の地域医療枠合格者（前期日程9名程度）
推薦入試の地域医療枠合格者（7名程度）

2 貸与期間

6年間

3 修学資金貸与額

月額 150,000円

※総額 11,082千円（初年度は入学料相当額が加算されて貸与されます。）

4 貸与条件

群馬県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持ち、卒業後、県内の特定病院において、10年間、卒後臨床研修及び診療業務に従事すること。

なお、貸与期間中に修学資金貸与を辞退することは、原則として認めません。

また、留年した場合は、当該留年に係る期間は貸与を受けることができません。

5 返還

卒業後、県内の特定病院において、貸与期間の3分の5に相当する期間（10年間＝従事必要期間）、卒後臨床研修及び診療業務に従事した場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

しかし、次のような場合は、貸与期間に年 10%の割合で計算した利息を加算して、貸与した修学資金を返還することが必要です。

- ・卒業の翌年までの医師国家試験に合格できなかった場合
- ・卒業後、県内の特定病院で臨床研修に従事しなかった場合
- ・県内の特定病院で、10 年間、卒後臨床研修及び診療業務に従事できなかった場合（ただし、在職期間に応じて、返還が一部免除になります。）

6 貸与手続

入試合格後、群馬県による意思確認の面接を経て、群馬県との間で貸与手続（貸与申請書の提出、貸与契約書の締結等）を行います。その際、連帯保証人 2 名が必要です。※詳細は別途案内します。

なお、修学資金の支払は、年度毎に 1 年分一括して行う予定です。

《制度の特色》

群馬県による本制度には下記のような特色がありますので、卒後臨床研修先の選定や、その後の診療業務、大学院進学、留学、研修等について、柔軟に計画することが可能となります。

- ① 対象者を県内出身者に限定していないこと。
- ② 群馬県地域医療支援センターが作成するキャリアパスにより、卒業後 10 年間のキャリア形成を支援すること。キャリアパスは、地域間・病院間ローテーションにより、キャリアアップと地域医療への貢献を实践できるものです。
- ③ 卒業後 10 年間は県内の特定病院での従事が必要となりますが、次のようなケースは返還義務中断期間として認められます。
 - i) 疾病・災害等やむを得ない理由により従事できない期間
 - ii) 産休・育児休業の期間
 - iii) 大学院（医学を履修する課程に限る）に在学する期間や海外留学などの医学研修期間 → 5 年まで可
 - iv) 後期研修の一環として下記病院以外の病院に勤務する期間など → 3 年まで可

《特定病院について》

「県内の特定病院」には、群馬大学医学部附属病院のほか、次の病院が予定されています。いずれも公的な側面が強い地域の中核的な病院です。これらの病院の医師不足解消も大きな目的の一つです。

群馬県立心臓血管センター、群馬県立がんセンター、群馬県立精神医療センター、群馬県立小児医療センター、前橋赤十字病院、公益財団法人老年病研究所附属病院、独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院、群馬県済生会前橋病院、前橋協立病院、独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター、医療法人社団日高会日高病院、公立碓氷病院、独立行政法人国立病院機構西群馬病院、渋川総合病院、公立藤岡総合病院、藤岡市国民健康保険鬼石病院、下仁田厚生病院、公立富岡総合病院、公立七日市病院、吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院、原町赤十字病院、西吾妻福祉病院、独立行政法人国立病院機構沼田病院、利根中央病院、伊勢崎市民病院、社団法人伊勢崎佐波医師会病院、桐生厚生総合病院、富士重工業健康保険組合総合太田記念病院、館林厚生病院

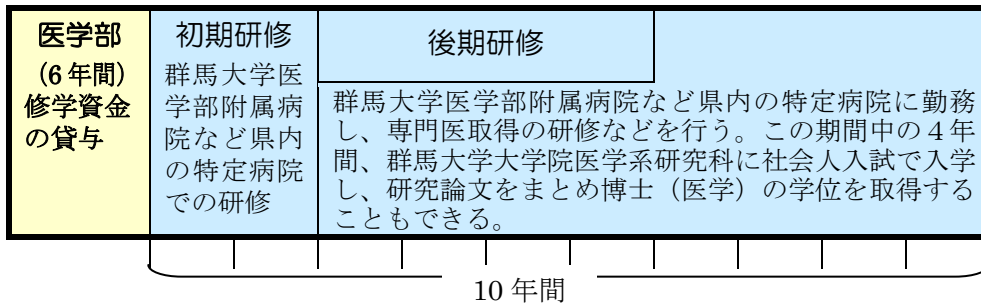
以上のほか、協力型臨床研修病院、へき地診療所、二次救急輪番病院も対象となる予定です。

《修学資金貸与制度に関する問合せ先》

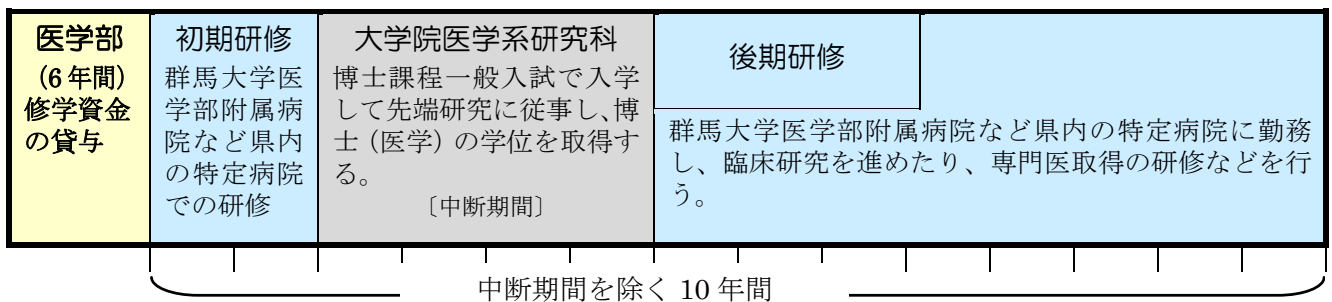
群馬県庁 健康福祉部 医務課 医師確保対策室 電話：027-226-2540（直通）

地域医療枠合格者の卒業後のキャリアモデル

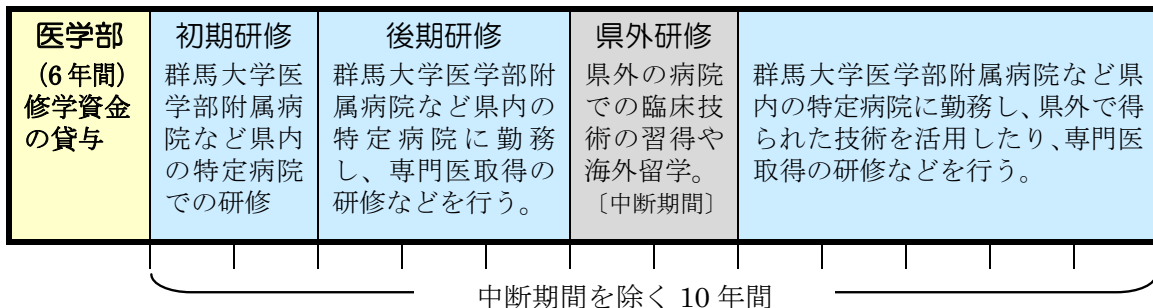
- 1) 後期研修の間に、群馬大学大学院医学系研究科の社会人入試制度を利用して、返還義務期間を中断することなく、博士(医学)の学位を取得することもできる。



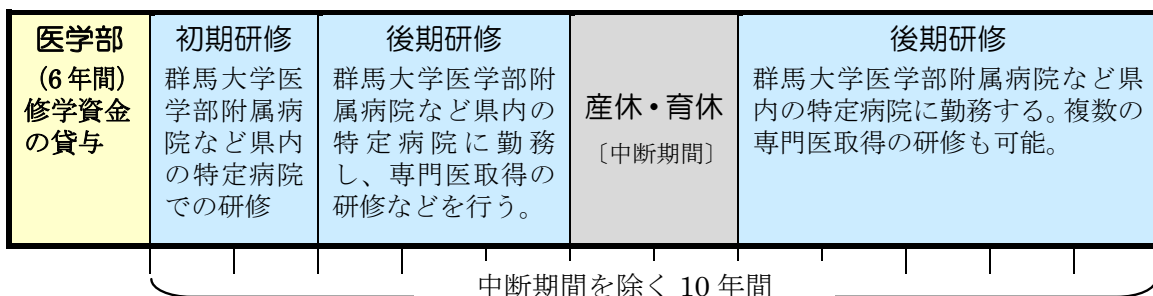
- 2) 大学院医学系研究科に入学し、先端研究に従事して博士(医学)の学位を取得する。大学院在学中の期間を返還義務中断期間とする。



- 3) 県外での病院研修や海外留学を行い、その期間を返還義務中断期間とする。



- 4) 産休・育児休業の期間を返還義務中断期間とする。



(注) 上記は、群馬県の修学資金貸与制度の特色である、返還義務中断期間を活用しながら、卒業後のキャリアアップなどを図るモデルケースです。返還義務中断期間の取扱いで御不明な点は群馬県ホームページの「群馬県緊急医師確保修学資金制度」の御案内 (<http://www.pref.gunma.jp/02/d1010069.html>) を御覧になるか、群馬県庁健康福祉部医務課医師確保対策室 (027-226-2540) へお問合せください。